

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

広島市長 松井 一實

市町村名 (市町村コード)	広島市 (34100)
地域名 (地域内農業集落名)	白木・高陽 (奥迫、陰地、中郷、院内、上庄、尾和、西、北部、町、湯坂、畑越原、友光、庄原、郷、麻下、氏之原、下玖、下岩上、上岩上、末光、上矢口、沖矢口、下小田、石堂、牛岩、上甲田、下甲田、小田、日詰、下戸石、上戸石、新宮、迫田、沼、中束、明神、高瀬、江地、見張、大寺、山根、下市、中市、上市、加計大屋敷、上倉、下手、桐山、赤羽根、冷畠、上狭平、下狭平、馬場、深草、横谷、荒川、上横畠、下横畠、寄立、橋谷、中の村、土井、ぐいび谷、内山、奥梶名、梶名、原、奥谷、木の原、汗平、持開地、丸畠、古屋、正地、古屋、ひ山、栃谷、大槌、正木、弓投、西須沢、東須沢、堀越、宮迫、河内神、天応、一丁目、二丁目、河原、上吉井、下吉井、小越下、小越沖、小越市、小越上、坊地、本郷、原、今田、横路、畑粒、無連寺、川角、柳瀬、宮原、小椿、福永、林、下大椿、上大椿、下野原、外原、下海戸、下栗原、栗原、畑、海戸古川、岡、弥谷、河原、柳原、入野、鳥井原、三日市、吉永)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年9月10日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【地域の基礎的データ】出典:農林業センサス(2020年)

総農家数:979戸 基幹的農業従事者数(うち65歳以上の割合):288人(78.1%)

認定農業者数:25経営体 認定新規就農者数:7経営体 地域の主たる生産品目:水稻、こまつな、ねぎ、みずな、なす、広島菜、トマト、サトイモ、オクラ、イチジク

【現状】

○白木地区:圃場整備地区(188.5ha)を中心に、担い手による農地集積や農作業受委託が進み、機械利用や経営の効率化が図られ、水稻、長なす、白ネギ、こまつな等の葉物野菜が生産されている。

○高陽地区:小規模農地が多く、農地所有者による野菜や花卉等の少量多品目栽培が中心となっており、直売中心に販売が行われている。また、小河原オクラや狩留家ナス、深川いもなど地域の特産野菜があり、地域のグループで生産・販売に取り組んでいる品種がある。

【課題】

高齢化による担い手不足や有害鳥獣による被害が大きな課題となっている。また、山際や小規模農地については作業効率が悪く、今後の活用について懸念されている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

白木地区:引き続き、水稻、長なす、白ネギ、こまつな等の葉物野菜を生産するとともに、地域内の認定農業者や法人等の規模拡大、新たな担い手の育成、品目転換の促進等の取組によって、経営の安定化と優良農地の維持を図る。

高陽地区:引き続き、直売所向けの少量多品目栽培を中心に取り組むことに加えて、有機資材等を活用し、環境にやさしい農業の実践を目指す。また、小規模の新規就農者の受け入れ及び農地集積を進めて耕作放棄地の縮小を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	688.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	688.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
高齢化等に伴い、耕作が困難になった農地の活用について相談等があった際には、周辺の担い手や農業を担う者に意向を確認し、農地の集積・集約を図る。または、公益財団法人広島市農林水産振興センターの実施する農業研修の修了者や新規就農者への候補地として斡旋する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
相対による利用権設定の期間満了後、農地中間管理機構を活用した利用権設定に切り替えを行う。小規模の耕作者についても、農業を担う者であり、農地中間管理機構を活用した農地集積が行えるよう調整・支援を行っていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
地権者及び耕作者の意向に応じて基盤整備を行い、担い手への農地の集積を図る。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
就農相談窓口の活用や公益財団法人広島市農林水産振興センターの実施する農業研修修了者を受け入れ、経営体の確保・育成に取り組む。
(5) 農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地区としての方針は定めず、各農家が意向に応じて委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①個人による防除、集落での鳥獣被害対策、有害鳥獣駆除等を実施し、鳥獣被害の低減に努める。

③農業者の実情に応じたスマート農業の導入・利用促進を図っていく。

⑦日本型直接支払制度等を活用しながら、維持管理を地元の保全グループ等と連携し農地保全をしていく。